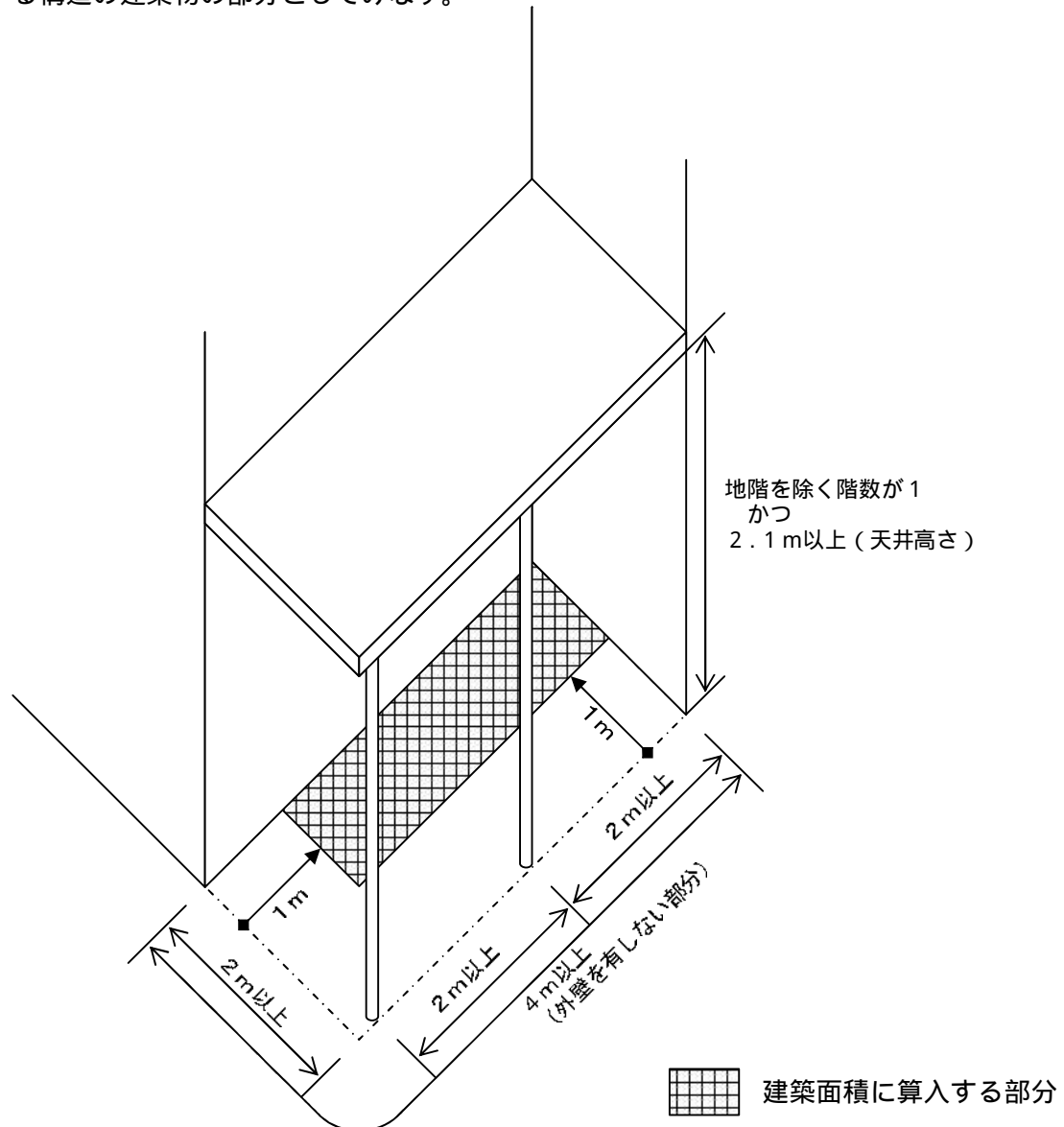


雑 則	面積、高さ等の算定方法
	法 92 条、令第 2 条 1 項 2 号

高い開放性を有する建築物の建築面積

下図のような柱で支える庇等は、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物の部分としてみなす。



技術的助言等	平 5 建告 1437
参考資料等	